

茨城県報

号 外 第 7 号

昭和63年 1 月25日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●換地計画の審査(農地管理課)	1
●換地処分の届出(")	1
●更正換地処分の届出(")	2
●新規土地改良事業の認可(4件)(")	2
●換地計画の審査(")	3
●換地計画の決定(")	3
●土地改良区役員の就退任,住所変更(6件)(土地改良事務所)	3

公 告

●県営土地改良事業計画の変更(農地管理課)	8
-----------------------------	---

告 示

茨城県告示第 111 号

昭和62年 9 月21日付けで認可申請のあった東地区全工区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 1 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和63年 2 月 1 日から昭和63年 2 月24日まで

3 縦覧の場所 伊奈町役場

茨城県告示第 112 号

昭和62年11月16日付け農管指令第 447 号をもって認可した中山地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和63年 1 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第113号

昭和62年10月15日付け農管指令第421号をもって認可した境島地区の更正換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第114号

昭和62年9月17日付けで久慈郡水府村大字中染4018番地菊池正寿ほか28名から認可申請のあった中染第三地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年1月16日認可した。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第115号

昭和62年9月17日付けで久慈郡水府村大字中染2684番地会澤義一ほか10名から認可申請のあった中染第四地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年1月16日認可した。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第116号

昭和62年10月5日付けで境町長橋本正士から認可申請のあった塚崎笠原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年1月16日認可した。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第117号

昭和62年10月14日付けで本新土地改良区から認可申請のあった本新地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年1月16日認可した。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 118 号

昭和62年12月11日付けで認可申請のあった野上地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 1 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 2 月 1 日から昭和63年 2 月24日まで
- 3 縦覧の場所 山方町役場

茨城県告示第 119 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業高道祖地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年 1 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和63年 1 月26日から昭和63年 2 月18日まで
- 3 縦覧の場所 下妻市役所

茨城県告示第 120 号

水戸市三の丸 3－9－28に事務所を置く千波湖土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 1 月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

- 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市吉沼町1400	理 事	菊 池 武 彦	
〃 本町 3 丁目23－29	〃	人 見 登	
〃 中大野30	〃	横須賀 常 雄	
〃 坏大野34	〃	坂 場 久 長	
〃 酒門町18	〃	斉 藤 孝 徳	
東茨城郡常澄村大字平戸490	〃	庄 司 登	

東茨城郡常澄村大字川又45—1	理 事	七 部 吉 行
“ “ 大字下大野3936—1	“	幸 田 忠 一
“ “ “ 1870—1	“	横 山 巖
“ “ 大字島田34	“	木 村 善 通
“ “ 大字大串827—3	“	宮 部 誠 仁
“ “ 大字栗崎1178	“	鴨志田 昭 男
水戸市中大野140	監 事	横須賀 義 正
東茨城郡常澄村大字大串388	“	田 上 宗 光
“ “ 大字塩崎1183	“	吉 川 正 次

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市吉沼町1400	理 事	菊 池 武 彦	
“ 浜田町98	“	堀 野 勲	
“ 中大野30	“	横須賀 常 雄	
“ 坏大野34	“	坂 場 久 長	
“ 酒門町18	“	斉 藤 孝 徳	
東茨城郡常澄村大字下大野1870—1	“	横 山 巖	
“ “ “ 3936—1	“	幸 田 忠 一	
“ “ 大字川又45—1	“	七 部 吉 行	
“ “ 大字平戸346	“	櫻 井 寛	
“ “ 大字大串388	“	田 上 宗 光	
“ “ 大字島田34	“	木 村 善 通	
“ “ 大字栗崎1741	“	莊 司 信 造	
水戸市中大野140	監 事	横須賀 義 正	
東茨城郡常澄村大字塩崎1183	“	吉 川 正 次	
“ “ 大字栗崎1178	“	鴨志田 昭 男	

茨城県告示第121号

笠間市石井717に事務所を置く福田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年1月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田598	理 事	畑 岡 健 治	
" " 524	"	水 越 虎 雄	
" " 2893	"	藤 枝 守	
" " 532	"	田 中 喜久男	
" " 610	"	畑 岡 利 則	
" " 660	"	畑 岡 保 男	
" " 559	"	水 越 信 雄	
" " 2949—2	"	笹 沼 實	
" " 3027	"	成 田 直 義	
" 飯田471	"	高 野 博	
" " 443	"	高 野 宗 二	
" 大淵820	"	小 嶋 通	
" " 828	"	飯 嶋 誠	
" 福田2302	監 事	笹 沼 昇	
" " 674	"	畑 岡 竹四郎	
" " 376	"	水 越 敏 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田559	理 事	水 越 信 雄	
" " 401	"	水 越 金 治	
" " 465—1	"	水 越 秋 男	
" " 610	"	畑 岡 利 則	
" " 604	"	土 谷 一 夫	
" " 660	"	畑 岡 孝 信	
" " 2314	"	藤 枝 春 男	
" " 2148	"	成 田 弘 治	
" " 2950—2	"	池 田 正 一	
" 飯田1424	"	仲 田 庄一郎	
" " 965	"	仲 田 一 男	
" 大淵870	"	小 嶋 昭 二	
" " 339	"	塙 昭 三	
" 福田598	監 事	畑 岡 健 治	
" " 2296	"	藤 枝 彦 市	

笠間市福田568

監 事

田 中 實

茨城県告示第122号

西茨城郡友部町中央3-2-1に事務所を置く南小泉土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年1月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字南小泉771	理 事	矢 作 政 雄	
" " " 777	"	角 田 光 三	
" " " 884-1	"	川 上 健	
" " " 982	"	川 上 勉	
" " " 800	"	桑 嶋 節 郎	
" " " 841	"	市 原 一 郎	
" " " 127-2	"	成 田 辰三郎	
" " " 781	監 事	海老澤 喜 夫	
" " " 848	"	柳 橋 元 隆	
" " " 817-3	"	會 澤 實	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字南小泉771	理 事	矢 作 政 雄	
" " " 925	"	矢 作 武	
" " 大字下加賀田12	"	橋 本 良 一	
" " 大字南小泉121	"	桑 嶋 四 郎	
" " " 802	"	石 川 澄	
" " " 979	"	武 田 勝 夫	
" " " 839	"	高 松 良 雄	
" " " 1694	監 事	石 川 初太郎	
" " " 799	"	鈴 木 光 明	
" " " 628	"	鈴 木 政 市	

茨城県告示第 123 号

行方郡潮来町大字辻 689 の 1 に事務所を置く延方干拓土地改良区から、次のとおり役員が住所を変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 1 月25日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 変 更 前

氏 名	職 名	住 所
三 好 三千保	理 事	鹿島郡鹿島町大字宮中2773

2 変 更 後

氏 名	職 名	住 所
三 好 三千保	理 事	鹿島郡鹿島町宮下 1 丁目 1 ー12

茨城県告示第 124 号

那珂郡大宮町に事務所を置く玉川沿岸土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

昭和63年 1 月25日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 皆 川 孝 英

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町889番地	理 事	菊 池 道 隆	

茨城県告示第 125 号

岩井市大字鵠戸 439 番地の 3 に事務所を置く鵠戸沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年 1 月25日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字伏木503 番地の 1	理 事	中 山 三 郎	

茨城県告示第126号

下館市大字羽方15番地に事務所を置く河間土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和63年1月25日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字下高田 498 番地	理 事	保 坂 清 市	

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営新利根北岸地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年1月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営新利根北岸地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し

2 縦覧の期間 昭和63年1月26日から昭和63年2月16日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

河内村役場

新利根村役場

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)